

## 災害等における応急復旧等の業務に関する協定書（案）

独立行政法人水資源機構吉野川下流域建設所長(以下「委任者」という。 )と、株式会社〇〇〇〇代表取締役 〇〇〇〇(以下「受任者」という。 )とは、地震・大雨等、異常な自然現象及び予期できない災害又は施設損壊事故等(以下「災害等」という。 )における吉野川下流域用水施設（以下「施設」という。 )の応急復旧対策及び被害拡大防止対策（以下「応急復旧等」という。 )の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、委任者が管理する施設において、災害等の応急復旧等に必要な建設機械、資材、労務等(以下「建設資機材等」という。 )の確保にあたり、実施の方法を定めることによって、災害等による被害の未然防止や拡大防止、被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

### （業務の範囲）

第2条 この協定で定める業務の範囲は、施設の災害等における応急復旧等に係る措置(以下「業務」という。 )とする。

### （業務の実施区域）

第3条 業務の実施区域は、委任者が管理する以下の区域とする。  
徳島市、鳴門市、阿波市、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町

### （業務の実施体制）

第4条 委任者は、災害等において業務の必要を認めるときは、書面により受任者に出動を要請できるものとする。ただし、それによりがたいときは、受任者に対して口頭により要請ができるものとし、後日書面により整理するものとする。

2. 前項の要請は、委任者が災害の実情に応じて、受任者に対して業務内容、日時、場所等を指定して建設資機材等の提供を求めるものとする。
3. 受任者は、第1項の要請を受けた場合、特別な理由がない限り要請を受諾するものとし、直ちに災害等の状況の把握に努め、書面又は電話等の方法により委任者にその旨報告し、委任者の指示による業務を実施するものとする。
4. 受任者は、前項の業務を実施する場合、速やかに現場責任者を定め、書面又は電話等の方法により委任者に報告するものとする。

(費用負担)

第5条 受任者が提供した建設資機材等に要する費用は、委任者が負担する。

(契約の締結)

第6条 委任者は、第4条第1項に定める要請を受任者におこなったときは、遅滞なく契約を締結するものとする。

(業務の実施報告)

第7条 現場責任者は、業務の作業開始時刻及び作業完了時刻並びに使用した建設資機材等を速やかに書面により報告するものとする。

(業務の完了)

第8条 現場責任者は、業務が完了したときは、電話等の方法により速やかに報告するものとする。

(費用の請求)

第9条 受任者は、業務完了後、業務に要した費用を第6条により締結した契約に基づき委任者に請求するものとする。

(費用の支払)

第10条 委任者は、前条に定める費用の請求を受けたときは、その内容を精査し、第6条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は協定締結の翌日から令和7年3月31日までとする。  
ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、委任者または受任者から相手方に対し、この協定の変更または終了する旨の文書による意思表示がない場合、この協定は更に1年継続するものとし以後同様とする。

(協定の解約)

第12条 委任者又は受任者において協定を継続できない事情が発生したときは、協議のうえ協定を解約することができるものとする。

2. 前項にかかわらず、受任者において本協定参加資格の条件を満たさなくなった場合、若しくはこの協定の履行に当たり、受任者が正当な理由なく要請に応じない等の不誠実な行為があった場合は、委任者は書面による通告をもって本協定を解除することができるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、委任者及び受任者双方が協議して定めるものとする。

(附 則)

第14条 この協定の証として本書2通を作成し、委任者及び受任者双方が記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 6年 月 日

委任者 独立行政法人水資源機構  
吉野川下流域建設所長 谷本 修

受任者 株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇 〇 〇 〇